

警察庁旅費取扱規則の一部を改正する内閣府令について

1 概要

- デジタル化の進展、旅行商品や販売方法の多様化、交通機関・料金体系の多様化、外国の宿泊料金の変動等、国内外の経済社会情勢の変化に対応すること
- 国家公務員の働き方改革に資する事務負担軽減や業務環境の改善を図ること

を目的として、財務省において、国家公務員等の旅費制度が大きく見直され、令和6年5月、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号。以下「改正法」という。）が公布された。

2 警察庁における対応

- 改正法等の施行により、定額支給から原則実費支給に変更されるなど旅費制度が抜本的に見直されることに伴い、警察庁及び都道府県警察に要する国費旅費に関する警察庁旅費取扱規則（昭和39年総理府令第11号）について、定額支給に関する規定の廃止など所要の規定の見直しを行う。
- また、併せて、警衛・警護の用務で出張する職員に基準額を超えた宿泊に要する費用を支給できる場合について、警衛・警護を受ける者と「同一の宿泊施設」に宿泊するときに加え、「その周辺の施設」に宿泊するときも対象とし、警察活動の実態を踏まえた規定の整備も行う。

3 施行期日

改正法の施行の日（令和7年4月1日）

4 その他

本内閣府令案は、行政手続法（平成5年法律第88号）第4条第4項第4号（国の予算、決算及び会計について定める命令等）に該当することから、意見公募手続を実施しない。